

生徒心得

1 通学

- (1) 徒歩または自転車で登下校すること。車での送迎は原則禁止する。
- (2) やむを得ず車の送迎で登下校する場合、東門側駐車場を使用し、正門からは進入しない。
- (3) 通学に際しては交通法規を遵守し、マナー良く安全に通行すること。
- (4) 自転車運転中の傘さし運転、携帯電話の使用、イヤホンの使用は禁止する。

2 登下校時間

- (1) 登校時間は予鈴が8時20分に鳴るので、それまでに登校すること。
- (2) 登校時間（8時25分）に遅れた者は必ず入室許可証の発行を受けて授業に入る。
- (3) 下校時間は1年間を通じて17時30分とし、延長許可等があれば19時まで認める。
- (4) ホームルーム活動及び休日の部活動は教師の監督下のみ許可する。

3 遅刻・欠席

- (1) 遅刻、欠席をする場合は、当日の8時10分までに保護者を通して学校に連絡すること。
- (2) 早退する場合は、早退許可証の発行を受け、帰宅後学校に連絡を入れること。

4 自転車

- (1) 通学に使用する自転車は良く整備されたもので、二人乗り用ステップや変形ハンドル、無鑑札は不可とする。保険加入は義務であり、安全点検は学期に1回実施する。
- (2) 傘さし運転防止のため、自転車へ傘の付帯や差し込みは禁止する。
- (3) 校内では指定された場所にきちんと駐輪すること。

5 飲食

- (1) 食堂はマナー良く使用し、決められた時間に利用すること。
- (2) 飲物が入った紙コップは校舎内に持ち込まないこと。
- (3) 弁当がら等、個人のゴミは学校のゴミ箱には入れずに持ち帰ること。

6 持ち物

- (1) 学校が指定するカバンを使用すること。
- (2) 学習活動、部活動に必要なもの以外の不要な物品を持ってこないこと。
- (3) 持ち物の管理は各自が責任を持って行うこと。また、異常があったときはすみやかに職員に届け出ること。

7 校内生活

- (1) 登校後は終業時まで校外に出ないこと。外出が必要な時は外出届を申請し、許可を得ること。
- (2) 学校の施設、機器は大切に扱うこと。乱暴な取扱いや、故意の破損は厳禁とする。（弁償を含む）
- (3) 携帯電話については、校内への持ち込みを認める。ただし、校内での使用は禁止する。
（平成29年4月より施行 指導内容も変更）
- (4) 校内での物品配布、掲示物の貼付、募金等は禁止する。必要な場合は事前に生徒指導部に許可を得ること。
- (5) 生徒間の物品の売買は禁止する。

8 校外生活

- (1) 北条高校生としての自覚を持ち、品位を持った行動をすること。
- (2) 登下校時にやむを得ずコンビニ等へ立ち寄る際は、マナーを守り、迷惑行為のないようにし、用事が終われば速やかに立ち去ること。
- (3) アルバイトは原則禁止する。（無断アルバイトは特別指導）
- (4) 生徒だけの旅行、催しは禁止する。
- (5) 外泊、夜間（22:00以降は深夜徘徊の対象となる）の外出は禁止する。
- (6) 高校生として好ましくない行動、場所に入入りしないこと。
- (7) 「交通三ない運動」（乗らない・免許を取らない・買わない）を遵守すること。

9 生徒会活動

生徒会の目的をよく理解し、全ての活動には積極的に参加する。また生徒会活動の発展を図るとともに、自己の修養に努め、自治の精神と態度を身につけること。

10 部活動

- (1) 生徒はいずれかの部に所属し、活動することが望ましい。
- (2) 部活動は顧問の指導、指示を受け、計画性を持って安全に行うこと。
- (3) 練習中の傷病発生時など、緊急事態への対応の仕方を顧問、部員で共通理解しておくこと。
- (4) 対外的な活動の際には、本校生徒の代表であることを自覚して行動すること。
- (5) 対外試合を本校以外で行う場合、各クラブで揃えているチームジャージ等で移動することを認める。

11 制服規定

服装、身なりは以下の制服規定を守り、端正で清潔を心がけること。

(1) 制服

- ① 本校指定の制服の中から気候や体調に合わせて選択し、正しく着用する。
- ② 式典（入学式・卒業式・始業式・終業式）および学校での指定日は、指定された正規服を着用すること。
- ③ 制服は全てのものにネーム（HOJO H.S.）があるものを着用する。
- ④ 長袖シャツ、ブラウス着用時はネクタイ、リボンを着用しなければならない。

制服

【全員購入】

- ・ジャケット（エンブレム付き）
- ・スラックスまたはスカート（夏用・冬用）
- ・本校指定シャツ（ネーム入り 長袖・半袖）
- ・ネクタイまたはリボン
（長袖シャツ着用時は、必ず第1ボタンを留め、ネクタイ・リボンを着用しなければならない）

【自由購入】

- ・本校指定半袖ポロシャツ 本校指定ベスト 本校指定セーター

(2) 靴

- ① 本校指定の運動靴の他に、黒色ローファー、白色基調スニーカーを選択して使用する。
- ② 体育授業は、本校指定の運動靴を使用する。
- ③ 部活動で使用する靴（白色基調スニーカーは除く）は登下校には使わないこと。

(3) 靴 下

- ① 白色、黒色、紺色のワンポイント靴下を着用すること。
- ② ストッキングはベージュ系のものを使用すること。
- ③ 黒タイツの着用を認める。

(4) スリッパ

- ① 学年別に定める指定のスリッパを使用する。
- ② 舎外ではコンクリート、アスファルト舗装面のみ通行すること。

(5) 雨 具

- ① 雨カッパを着用する。（カッパは自転車に常備すること）
- ② 自転車に乗るときは傘を使用してはならない。

(6) 防寒具

- ① 手袋、マフラー、ネックウォーマー、ニット帽等の防寒具は交通安全を第一に自転車の運転の妨げにならないものを着用すること。
- ② 登下校での防寒着は、本校推奨のウインドブレーカーのみ着用を認める。
- ③ 舎内では防寒着、防寒具を着用しないこと。

(7) 頭 髪

- ① 奇抜な髪型以外は不問とするが、端正で清潔な髪型であること。
- ② 脱色、染色、パーマなど技巧をほどこさないこと。
- ③ 髪止めはゴム（黒・紺・茶）もしくは黒色のヘアピンを使用すること。

(8) 化 粧

- ① アイシャドウ、口紅、マニキュア、アイライン、マスカラなど、化粧をしないこと。
- ② リップクリームは無色透明なものを使用する。

(9) 装 飾 品

指輪、ネックレス、ブレスレット、ピアスなど装飾品は禁止する。

(10) 肌 着

肌着は白色・黒色・紺色で無地とする。（タートルネックは禁止する。）

12 特別指導 下記事項および生徒心得に反する行為をした者は特別指導を行う。

(1) 法律により禁止されている行為。

飲酒（ノンアルコール飲料含む）、喫煙（電子タバコ含む）、暴力、いじめの行為、窃盗、道路交通法違反など

(2) 学校のきまりとして禁止している行為。

運転免許取得に関わる違反行為 考査不正 携帯電話の校内使用 授業妨害 怠学行為
無断アルバイト 性的不良行為 無断外泊 深夜徘徊 風紀を乱す行為
職員・学校・級友に対する侮辱行為 度重なる服装（身なり）違反 度重なる交通指導違反
校内における政治・布教活動 校内で許可なく物品を販売する行為
その他健全な学校生活を害すると判断される行為